

令和7年度第1回品川区児童福祉審議会

議事録（要旨）

令和7年度第1回品川区児童福祉審議会

日時：令和7年7月7日（月）18：30～19：50

場所：品川区児童相談所1階第1・第2会議室

1. 開会
2. 令和6年度の各部会の開催状況について
3. 品川区児童相談所開設後の運営状況について
4. 品川区社会的養育推進計画の策定について
5. その他
6. 閉会

(配付資料)

- 【資料1】 令和7年度品川区児童福祉審議会名簿
- 【資料2】 令和6年度里親部会の開催状況について
- 【資料3】 令和6年度子どもの権利擁護部会の開催状況について
- 【資料4】 令和6年度保育部会の開催状況について
- 【資料5】 児童相談所の運営状況等
- 【資料6】 品川区社会的養育推進計画の策定について

1. 開会

■委員長

- ・令和7年度第1回品川区児童福祉審議会を開催する。

■子ども施策連携担当課長

- ・当審議会は原則公開で、議事録作成のため録音を行う。議事録は会議資料と併せて、区ホームページで公開する。
- ・13名の委員全員が出席し、定足数の要件を満たしているため、当審議会は有効に成立している。
- ・傍聴者0名。

2. 令和6年度の各部会の開催状況について

<里親部会>

■里親部会長

- ・資料2「令和6年度里親部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・里親の認定に関する事項として、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親1件について審議した。審議にあたっては候補家庭の状況を多角的に確認し、子どもが委託されるにあたっての留意点や、委託があった場合、委託後支援の要点などについて委員で意見を出し合い、必要なコメントを付与のうえ「適格」という審議結果を答申した。
- ・また、区における社会的養護の取り組みに関する報告があり、里親制度説明会や養育家庭体験発表会などを開催し、フォスタリング機関六踏園と児童相談所が連携しながら、里親制度の理解促進に繋がるような取り組みを行っていることを伺った。複雑で多様な背景を持つ代替養育を必要とする子どもたちの養育環境の安定を図ること、里親制度が子どもたちのため、より充実し、また適切に運用される制度となるよう、行政としてもさらにできる工夫を加えながら、社会的理解の推進に取り組んでいただきたいと部会としてお伝えした。
- ・代替養育は、子どもの生命と育ちを託す家庭や、あるいは施設における養育を考える重要な一領域であるため、今後も里親部会にて必要な議論、質的な議論を行っていく。

<子どもの権利擁護部会>

■子どもの権利擁護部会長

- ・資料3「令和6年度子どもの権利擁護部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・審議事項の内容としては、児童相談所が家庭裁判所からの承認を経て、施設入所等の措置を行う児童福祉法第28条申し立ての審判確定に伴う報告であった。
- ・部会においては、児童福祉法第28条申し立てに至った経緯や、保護者や児童の意向、子どもの心身状態について確認している。今後、状況に変化があった場合や、児童福祉法第28条更新の際には、改めて部会にて報告いただきたい旨お伝えしている。

<保育部会>

■保育部会長

- ・資料4「令和6年度保育部会の開催状況について」に沿って説明。
- ・保育所の認可に関する事項について、計画承認2件、設置認可1件、合計3件について諮問を受け、客観的な認可基準を満たしていることを確認し、「適当」という審議結果を出した。
- ・計画承認の中には、再開発のエリアでの新設予定の案件があった。区では、乳幼児人口の減少等によって待機児童もいないため、新たな設置認可等は積極的に行わない方向だと聞いているが、再開発エリアで乳幼児家庭がかなり発生する可能性があることから、待機児童に繋がりにくいいため、新設という審議をした。
- ・令和8年度から満3歳未満の未就園児を対象にした「こども誰でも通園制度」が全国で実施される。実施する事業所は、「乳児等通園支援事業」としての認可が必要とされており、令和7年度に諮問が予定されていると伺った。
未就園児の子どもたちの育ちはもちろんのこと、在宅子育て家庭の、ともすれば孤立しがちな状況に対しての防止や、育児の負担軽減にも寄与できる事業として非常に期待される一方、満3歳未満の未就園児の子どもを安全安心に受け入れていただくためにも、保育部会で必要な助言を行っていく。

<児童虐待死亡事例等検証部会>

■子ども施策連携担当課長

- ・令和6年度において児童虐待死亡事例等検証部会の開催実績はなし。
- ・事例発生時には、子どもの権利擁護部会および里親部会委員の中から委員を選出する。

3. 品川区児童相談所開設後の運営状況について

■児童相談所長

- ・資料5「児童相談所の運営状況等」に沿って説明。
- ・令和6年10月1日の児童相談所開設を境に急激に相談受理件数が伸びており、児童虐待相談受理件数も含めて、東京都時代の実績を上回っている。
- ・相談件数が増加している要因としては、広域を管轄する都道府県の児童相談所と違い、基礎自治体が持つ児童相談所として、品川区という限られた地域で迅速かつ丁寧に地域の関係諸機関と関わっている表れと考えられる。
- ・一時保護所の定員は14人だが、開設当初より、この定員以内でおさまることなく、多いときで20名を超える状態が続いている。
- ・一時保護所の定員設定は、東京都品川児童相談所のこれまでの品川区内からの一時保護実績をもとに設定されたものだが、想定を上回る実績で推移している。これは、児童虐待相談受理件数が増加したことにより、一時保護せざるをえない児童が増加したとともに、要保護と判断した児童は躊躇なく一時保護している品川区児童相談所の基本方針の表れでもある。
- ・一時保護中の児童の権利擁護についても十分配慮した対応を行っている。毎週土曜日にアドボケイトによる入所児童の意見表明の機会を保障し、また、数名の児童が在籍校に一時保護所から通学するなどの通学支援を日々行っている。

<質疑応答等>

■委員

- ・相談受付件数のLINE相談が0件になっているが、もう少し気軽に相談できるものだと思っていた。LINE相談の周知、例えば、学校に行ってみんなに何か伝えるとか、子どもたちが相談しやすいような取り組みは何かされたのか。

■児童相談所長

- ・LINE相談の周知はもちろん行っているが、区では「しながわ見守りホットライン」や、「まもるっち」など、子ども自身が連絡しやすい仕組みがすでに整っている状況にある。

■委員

- ・子どもたちが相談できる仕組みがあるので、引き続き啓発活動も含めて取り組んでいただきたい。

■委員

- ・経路別受理件数について、「その他」のなかにどのようなものがあるのか教えていただきたい。

■相談援助担当課長

- ・NPO法人等、項目に分類できないところからの相談が含まれる。

■委員

- ・一時保護所の入所定員を超えた場合には、どのような対応が考えられるのか。

■児童相談所長

- ・例えば面接室を居室のようにレイアウトを変えるほか、広域調整により他の特別区の一時的保護所に依頼することなどが考えられる。

■委員

- ・見守りホットライン、189、代表電話はそれぞれどのような運用になっているか。

■児童相談所長

- ・見守りホットラインは、児童相談所開設前から区において、障害、高齢、DV、子どもの4つのカテゴリーで展開されており、地域のなかで知名度があったと思われる。児童相談所開設に伴い、子どもの部分が児童相談所と周知したこともあり、相談受付件数の数値にも表れたのではないかと。
- ・189は全国共通ということで実績が出ている。区内の小中学生には、3桁番号が記載されたカードを配布した。
- ・代表電話は開設前に地域を回り、地域のイベント等でもパンフレットやチラシを配布し、地域の住民や子どもたちに周知を行った。

■委員

- ・現在、東京都の児童相談所において、一時保護が非常に長期化しているが、品川区でも一時保護が長期化することはあるか。

■児童相談所長

- ・平均保護日数は41.3日、最長保護期間は180日となっている。
- ・一時保護所の入所期間は、子どもの状況、ケースの背景等によって差はあるが、施設入所が決まった場合に次の行き先が見つからない、あるいは、家庭引き取りの調整がつかないということで、長くなる傾向にあるのは否定できない。
- ・一時保護が必要な子どもはもちろん保護するが、保護した瞬間からどのように保護解除するのかを考えているところで、児童福祉司、児童心理司、一時保護所の職員がチームとなって、子どもとその家庭の支援を進めている。

■委員

- ・アドボケイトの活動回数のところで、一時保護所には毎週訪問を行っているという記載があるが、施設・里親への訪問および個別意見表明件数は0件となっている。今後実施していくのか、あるいは、施設や里親には定期訪問という形ではなく、子どもから要望があれば訪問する形を取っていくのか。また、それには子どもへの周知が必要だが、現状どのような枠組みで行っているのか。

■児童相談所長

- ・児童相談所が開設し担当福祉司が変わったこともあり、まずは担当福祉司や担当心理司が施設入所中の子どもを訪問し、関係性を作り上げていくことから始めようと考えている。
- ・アドボケイトについては、施設に子どもを措置している自治体ごとに、意見表明に関する取り組みに違いがあるため、施設や子どもの混乱を招かないよう他自治体とも足並みを揃えながら、積極的に取り組んでいく。

■委員

- ・アドボカシーの活動は、形だけ行うことに決して意味があるわけではないので、関係者と協議しながら良きあり方を模索していただきたい。

■委員

- ・子どもの権利擁護について、個別意見表明が1件となっているが、個別意見表明の内容を差し支えない範囲で教えていただきたい。

■子ども施策連携担当課長

- ・区ではアドボケイトを外部委託しており、毎週1回、一時保護所を訪問している。その訪問の中で「一時保護所での生活の中で気になる点があるため職員と話したい。」という旨の意見をアドボケイトが聞き取り、子どもとアドボケイト、一時保護所職員が直接話をしたことで、意見については納得のうえ解消されたと報告を受けている。
- ・子どもたちには、自分の意見が叶えられるという経験をアドボケイトの活動を通じて積極的に経験してもらいたい。

■委員

- ・一時保護される中で、警察からの身柄付き通告の割合を教えてください。警察からの身柄付き通告によって、ケースワークで計画的に一時保護を行うことが困難になっているのではないかと。

■児童相談所長

- ・警察からの身柄付き通告の割合は半分以下となっている。
- ・計画的に一時保護をして次の方針を決めるケースもあるが、身柄付き通告のように突然入るケースもあり、計画的な一時保護が難しい現状がある。

■委員

- ・児童養護施設への入所が滞っている状況について、考えや意見はあるか。

■児童相談所長

- ・施設の人材不足や、既に入所している子どもと入所を検討している子どもとのマッチング等もあり、児童養護施設にも切実な事情があることは理解している。
- ・現状では、施設の特性や特徴と、入所を検討する子どもの事情や状況が合致したうえで入所相談出来るような仕組みにはなっていないため、都内の各児童相談所、東京都と協議を重ねつつ、施設入所に向けて1つのシステム作りに向けて動き始めている。

■委員

- ・施設側の視点では、各区で児童相談所が開設され、区が上乗せで行っている施策によって子どもへの支援が手厚くなる反面、子どもを措置している自治体によって自立支援制度の施策や子どもの権利擁護に関する取り組み等、子どもが利用できる制度にバラツキが生じているため、各自治体が行っている制度の標準化をお願いしたい。

■委員

- ・令和4年度の児童福祉法改正において、子どもの意見表明等支援事業だけでなく子どもの意見聴取等措置についても導入されている。
- ・子どもの意見聴取等措置においては、子どものそばにいる一時保護所の職員や担当ソーシャルワーカー、担当心理司が子どもの話を聞き、行動や表情等、言葉に出るものも出ないものも含めて聞き取っていただくことが大切だと思う。そのうえで、身近な人が聞き取れないことを外部の方に聞き取っていただく。この2つの両輪を大切に、子どもの意見表明が保障されるような環境整備を継続していただきたい。

■委員

- ・虐待種別受理件数で心理的虐待が多いが、国の令和5年度の心理的虐待の割合と比較すると、少ないように思われる。児童虐待相談件数が多いところの大事な観点はDVとの関連だと思うが、児童相談所と区の子ども家庭支援センターが協力してやりやすくなるなかで、DVや子どもの心理的虐待、面前DVに対してどのような取り組みをしているのか教えてください。

■子ども家庭支援センター長

- ・面前DVに関しては、一報いただき次第、すぐに児童相談所と合同会議を実施し、どちらが先に動くかを決めて、すぐに行動している。

■委員

- ・ 面前DVについて、すぐに対応いただいているということで有難いが、DVを受けている方は中々声を挙げづらいという状況も含め、ケアにご尽力いただきたい。

4. 品川区社会的養育推進計画の策定について

■子ども施策連携担当課長

- ・ 資料6「品川区社会的養育推進計画の策定について」に沿って説明。

<質疑応答等>

■委員

- ・ 社会的養育推進計画を児童福祉審議会で検討していくにあたり、子育て全体に関する施策を策定する「こども計画」についても、連続性のあるものとして計画を立てていく必要がある。
- ・ 今年度については社会的養育推進計画だけの策定となるが、次回以降は品川区のこども計画の策定等の一環として社会的養育推進計画を盛り込んでいただき、双方の会議が相互に乗り入れられるような形で計画の策定をご検討いただきたい。

■子ども施策連携担当課長

- ・ 今後こども計画、社会的養育推進計画を策定するにあたっては、ご指摘いただいた視点を踏まえて策定にあたるよう、引き継ぎ、取り組ませていただく。

5. その他

■子ども施策連携担当課長

- ・ 今後のスケジュールについて確認を行った。

6. 閉会

■委員長

- ・ 令和7年度第1回品川区児童福祉審議会を終了とする。

— 了 —